

第2次 大洗町男女共同参画計画



平成29年 3月

大 洗 町

はじめに

大洗町長、小岩 隆亮



本町では、平成 18 年に「大洗町男女共同参画計画」を策定し、また、平成 27 年には「第 5 次大洗町総合計画後期基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組みを進めて参りました。

近年、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、さらには、地域でお互いに助け合い支え合うコミュニティ機能の低下や個人のライフスタイルの変化など、社会情勢は大きく変化しております。これらの変化に対応し、心豊かに活力ある社会を築いていくためには、男女が互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められております。

国におきましては、平成 27 年に「女性活躍推進法」が制定され、今後は、より一層、女性が活躍できる社会を実現するための体制整備が進んでおります。また、県におきましても「いばらき女性活躍推進会議」が発足し、多様な主体による連携体制のもと、オール茨城での取り組みがなされております。

このような中、町では、国や県の動向を踏まえつつ、現在の社会状況や新たな課題解決に向けて「第 2 次大洗町男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、町、町民、町内事業者等が連携し、協働して取り組むことが重要です。今後、本町の男女共同参画を力強く推進していくためにも、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、第 2 次大洗町男女共同参画計画策定委員の皆様をはじめ、御尽力を賜りました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

第2次大洗町男女共同参画計画

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨と背景	1
2. 男女共同参画に関する動き	2
(1) 世界の動き	2
(2) 国の動き	3
(3) 茨城県の動き	4
(4) 大洗町の動き	5
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画の期間	6
第2章 男女共同参画を取り巻く町の現状	7
1. 人口や婚姻状況からみる現状	7
(1) 人口等の推移	7
(2) 結婚や離婚の状況	7
2. 産業や就業構造からみる現状	9
(1) 就業者等の状況	9
(2) 女性の年齢別労働力率	9
3. 外国人登録者数の現状	10
(1) 外国人登録者数	10

第3章 計画の基本構想	12
1. 基本理念	12
2. 計画策定の視点	12
3. 基本目標	12
4. 計画の体系図	13
第4章 計画の重点課題と基本施策	15
1. 基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の意識づくり	15
2. 基本目標Ⅱ 男女共同参画推進の社会づくり	17
3. 基本目標Ⅲ 男女共同参画推進の体制づくり	20
資料	22
第2次大洗町男女共同参画計画策定委員会設置要綱	23
第2次大洗町男女共同参画計画策定委員名簿	24
第2次大洗町男女共同参画計画の策定経過	25
男女共同参画社会基本法	26
茨城県男女共同参画推進条例	32

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨と背景

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」を形成することと定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条）

現在の我が国では、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来、さらには、地域で互いに助け合い支え合うコミュニティ機能の低下などさまざまな環境が変化する一方で、非正規労働者の増加や、経済格差の拡大が進んでおります。これらの現代課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠になっており、国においては、平成27年8月に「女性活躍推進法」が制定され、働く女性が活躍できる社会を実現するため、官民が連携し、共通の目標達成に向けた取組みを推進していく体制整備が進んでいます。

また、配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）や性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント：セクハラ）など女性の人権が侵害されている問題が深刻化しており、それらの根絶に向けた社会的取組が一層重要となっております。

このような中、大洗町では、平成18年に「大洗町男女共同参画計画」を策定し、男女がともにいきいきと暮らせる社会づくりを目指し、様々な取組みを実施してまいりましたが、この度、第1次計画期間の終了にともない、現在の社会状況や新たな課題、さらには、国において制定された「女性活躍推進法」等を踏まえた「第2次大洗町男女共同参画計画」を策定するものです。



2. 男女共同参画に関する動き

(1) 世界の動き

- ① 国際連合は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とし、同年にメキシコシティで開かれた「国際婦人年世界会議」において、各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択され、翌 1976 年から 1985 年までを「国際婦人の 10 年」とすることが決定されました。
- ② 昭和 54 年（1979 年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会で採択されました。
- ③ 昭和 60 年（1985 年）、ナイロビにおいてアフリカ初の世界女性会議が開催され、西暦 2000 年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべきガイドラインとして「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
- ④ 平成 7 年（1995 年）、中国北京において「第 4 回世界女性会議」が開催され、12 の項目からなる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。
- ⑤ 平成 12 年（2000 年）、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。
- ⑥ 平成 17 年（2005 年）及び平成 22 年（2010 年）、ニューヨークにおいて「国連婦人の地位委員会」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。
- ⑦ 平成 18 年（2006 年）、東京において「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。
- ⑧ 平成 23 年（2011 年）には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）」が発足しました。
- ⑨ 平成 26 年（2014 年）、ニューヨークにおいて「第 58 回国連婦人地位委員会」が開催され、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されました。また、平成 27 年（2015 年）に開催された同委員会では、「北京宣言及び行動綱領」、第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

(2) 国の動き

- ① 昭和60年(1985年)、「女子差別撤廃条約」の批准を契機に、同年、「男女雇用機会均等法」が制定されました。
- ② 平成6年(1994年)、「男女共同参画審議会」が設置され、総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画推進本部」が発足しました。
- ③ 平成11年(1999年)、男女共同参画社会の形成についての基本理念とその方向性が明示された「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌平成12年(2000年)には、「基本法」に基づく「男女共同参画社会基本計画」が策定されました。
- ④ 平成12年(2000年)、ストーカー規制法として、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。
- ⑤ 平成13年(2001年)、中央省庁等改革により、新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。
- ⑥ 平成14年(2002年)、DV防止法として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。
- ⑦ 平成17年(2005年)、「男女共同参画社会基本計画(第2次)」が策定されました。
- ⑧ 平成19年(2007年)、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議が行われ、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- ⑨ 平成22年(2010年)、「男女共同参画社会基本計画(第3次)」が策定されました。
- ⑩ 平成26年(2014年)、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。
- ⑪ 平成27年(2015年)、女性が職業生活上の希望に応じ十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業に、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務付けられました。
- ⑫ 平成27年(2015年)、「男女共同参画社会基本計画(第4次)」が策定されました。

(3) 茨城県の動き

- ① 平成3年(1991年)、県初の女性行動計画である「いばらきローズプラン21」が策定され、同年には、女性行政施策の推進を図るため、「いばらきローズプラン21推進委員会」及び「茨城県女性対策推進本部」が設置されました。
- ② 平成6年(1994年)、福祉部に女性青少年課が設置されました。
- ③ 平成7年(1995年)、男女共同参画の取り組みは、「茨城県長期総合計画」において「男女共同参画社会の形成」として位置付けられました。
- ④ 平成8年(1996年)、男と女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした、「いばらきハーモニープラン」が策定されました。
- ⑤ 平成12年(2000年)、少子高齢化策を盛り込んだ「いばらきハーモニープラン後期実施計画」が策定されました。
- ⑥ 平成13年(2001年)、「男女共同参画社会基本法」の理念を受け、「茨城県男女共同参画推進条例」が制定・施行されました。また、「茨城県男女共同参画審議会」が設置され、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」と名称変更するなど推進体制が整備されました。
- ⑦ 平成14年(2002年)、「茨城県男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
- ⑧ 平成18年(2006年)、当初の「茨城県男女共同参画実施計画」の計画期間が終了し、新たな「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
- ⑨ 平成19年(2007年)、県民誰もが快適な生活を享受できる社会づくりを目指し、「いばらきの快適な社会づくり基本条例」が策定されました。
- ⑩ 平成23年(2011年)、当初の「茨城県男女共同参画基本計画」の計画期間が終了し、新たな「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。
- ⑪ 平成26年(2014年)、産業・経済など様々な分野における女性の活躍を推進するための方策を検討する「ウイメンズパワーアップ会議」が設置されました。
- ⑫ 平成28年(2016年)、「茨城県男女共同参画計画(第2次)」の計画期間が終了し、「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」が策定されました。

(4) 大洗町の動き

- ① 平成6年(1994年)、教育委員会生涯学習課において、「父親の家庭教育参加事業」に取り組み、「男は仕事・女は家庭」の既成概念を変え、父親の子育て参加の推進を図りました。
- ② 平成11年(1999年)、公民館講座においてパートナーセミナーを開催し、実質的な男女共同参画推進の事業がスタートしました。
- ③ 平成12年(2000年)、女性行政の窓口として教育委員会生涯学習課の中に女性社会推進係を設置しましたが、翌年には、機構改革にともない、町長公室所管となりました。
- ④ 平成13年(2001年)、男女共同参画社会の推進活動を目的に、「きらきら大洗ネットワーク研究会」が設立されました。
- ⑤ 平成14年(2002年)、きらきら大洗ネットワーク研究会による、女(ひと)と男(ひと)の情報誌「きらきら」が発行されました。この情報誌は、その後、年1回発行が続いております。
- ⑥ 平成14年(2002年)、男女共同参画推進のための住民意識調査「大洗町に住む男女の生活と意識に関する調査」を実施し、翌年、報告書を作成しました。
- ⑦ 平成16年(2004年)、町長公室内に男女共同参画推進係が設置されました。
- ⑧ 平成17年(2005年)、男女共同参画の取り組みは、「第4次大洗町総合計画」において「男女共同参画社会の実現」として位置付けられました。
- ⑨ 平成18年(2006年)、「大洗町男女共同参画計画」が策定されました。
- ⑩ 平成21年(2009年)、男女共同参画の取り組みは、機構改革にともない、教育委員会生涯学習課の所管となりました。
- ⑪ 平成22年(2010年)、男女共同参画の取り組みは、「第5次大洗町総合計画」においても「男女共同参画社会の実現」として位置付けられました。
- ⑫ 平成28年(2016年)、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく、「大洗町特定事業主行動計画」が策定されました。

3. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられるもので、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」や、県の「男女共同参画基本計画（第3次）」との整合性を図った計画です。
- 本計画は、大洗町総合計画を上位計画とし、男女共同参画に関連する計画との整合性を図った計画です。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（平成27年9月25日閣議決定）」のほか、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく、「大洗町特定事業主行動計画」を踏まえた計画です。
- 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画を含んだ計画です。
- 本計画は、町・町民・町内事業者等が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組む指針となる計画です。

4. 計画の期間

本計画は、平成29年度（2017年）を初年度とし、平成38年度（2026年）を最終年度とする10か年を計画期間とします。なお、法改正や社会情勢の大きな変化があった場合には、計画期間中でも必要に応じて随時見直しを行います。

